

## 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

当院は、厚生労働大臣が定める基準（患者さん個々に作成された医師の食事箋による栄養管理、適時・適温に管理された食事の提供等々）に適合するものとして、厚生労働省東海北陸厚生局に届出をしております。

### 配膳開始時間

朝食	7：30
昼食	12：00
夕食	18：00

### 標準負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）
一般（下記以外）	一般（下記以外）	490円 ●指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 280円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内 230円 過去1年間の入院期間が90日超 180円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

院長